

よなご

令和3年10月発行

No.33



農業委員会報



おもな内容

- | | | | |
|--------------------|---|----------------|---|
| ★農地パトロール・非農地認定について | 2 | ★相続届出・農地転用について | 5 |
| ★農地相談会のお知らせについて | 3 | ★農業者年金基金のお知らせ | 6 |
| ★農作業事故防止の注意喚起について | 4 | | |

農地を改良する場合、農業委員会までご相談ください

農地改良とは、農地の保全もしくは利用の増進などの農業経営改善を目的とした盛土、掘削等の行為をいいます。

農地の無断転用と区別するため、農業委員会に届出をお願いしています。

農地利用状況調査(農地パトロール)を行っています

農業委員会では、毎年、遊休農地等の調査のため、農地の利用状況の現地確認（農地パトロール）を行っています。

令和3年度は、夏から秋にかけて各地区の農地利用最適化推進委員及び農業委員が中心となって実施しています。

調査の結果、一年以上管理されていないと思われる農地の所有者または耕作者の方には、農業委員会から保全管理のお願いと農地利用に関する意向調査書を送付いたします。

(※調査に際しては身分証明書及び立入調査証を携帯しております。農地に立ち入ることもあるかと思いますがご理解とご協力を願います。)

ポイント

遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地や、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のことです。

遊休農地化すると、雑草等の繁茂、又力力などの病害虫の発生や、周辺農地に悪影響を及ぼす可能性があります。適正な管理をお願いします。

非農地認定について

農地の利用状況調査結果から、現況が山林又は原野の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地について、順次非農地として認定していきます。現在は、土地改良区の地区外の農地を認定しています。

非農地として認定された農地は、農地法による規制の対象外となります。

※土地改良区の地区内の農地で非農地に該当する場合、又は急がれる場合は、個別に対応しますので農業委員会事務局までご相談ください。なお、土地の状況によっては、ご希望に添えないこともあります。

農地相談会のご案内

農地に関して日頃困っておられる事や疑問に思われていることが
ありましたら、お気軽にご相談ください。
農業委員及び推進委員が相談に応じます。

※新型コロナの対応等により相談会を中止する場合があります。
その際は速やかにHPなどで周知いたしますのでご確認ください。



◆◆令和3年度 10月～日程◆◆

| 相談日 | 相談時間 | 地区 | 開催場所 |
|-----------|------|-----------|---------|
| 10月27日(水) | | 春日 巖 | 春日公民館 |
| 10月29日(金) | | 県 大高 | 県公民館 |
| 11月25日(木) | | 彦名 夜見 | 彦名公民館 |
| 12月14日(火) | | 淀江 宇田川 大和 | 米子市淀江支所 |
| 12月16日(木) | | 五千石 成実 尚徳 | 成実公民館 |
| 2月24日(木) | | 崎津 富益 | 崎津公民館 |
| 2月25日(金) | | 加茂 住吉 | 加茂公民館 |
| 3月23日(水) | | 和田 大篠津 | 和田公民館 |
| 午後2時～4時 | | | |

農地中間管理事業を活用しましょう！

農地中間管理事業は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。

●農地中間管理事業とは？

県知事が指定した組織である公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が、地権者から農地を借り受け、地域の担い手に貸し付けする事業です。

リタイアするので
農地を貸したい！
後継者もおらず
規模縮小したい！



農地中間管理事業（知事指定）
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構



新規就農するので
農地を借りたい！
規模拡大、分散した
農地をまとめたい！

詳しくは、米子市農業委員会(☎23-5277)、米子市農林課(☎23-5231)、
鳥取県農業農村担い手育成機構米子本部(☎31-9780)までお問い合わせください。

農作業事故防止の注意喚起について

本年度に入り春から夏にかけて農作業の死亡事故が県内で多発しています。事故の特徴としては、動力運搬車によるひかれ・転落や、乗用トラクターによる横転、巻き込まれ事故が多発しています。

農業機械の安全な運転や操作について改めて注意しましょう。

●乗用型トラクターの安全ポイント



①ほ場進入路の幅・勾配の改良も

(トラクター事故で最も多い転落転倒は、ほ場出入り時に起こっています。)

②安全キャブ・フレームを活用

(安全キャブ・フレーム装備の場合、シートベルトの着用で更に安全を徹底します。)

③低速車マークや反射板(シール)を活用

(自動車から見にくいため、道路上で追突される事故が起こっています。)

④ほ場作業が終わったらブレーキ連結

(ブレーキ連結は、ほ場を出てからでなく、出る前に行います。)

⑤危険箇所のチェック

(移動道路やほ場の危険箇所を確認し、地図で見える化します。)



●動力運搬車の安全ポイント



①移動時はハンドルを正規の位置に

(ハンドルの向きが変わる機種では、正規な位置に確実に固定します。)

②低速車マークや反射板(シール)を活用

(自動車から見にくいため、道路上で追突される事故を予防します。)

③エンジン始動は操作レバーを中立に

(挟まれ、ひかれによる死亡事故が多くなっています。)

④後退時には後方の状況確認を

(後退はあらかじめ後ろの状況を確認してから行いましょう。)

⑤道路上の走行はなるべく避けます

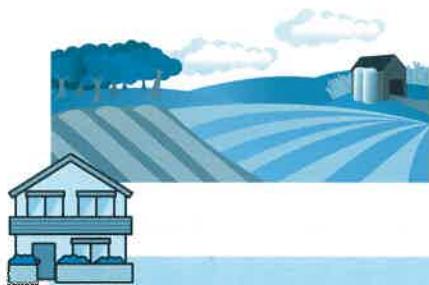
(公道を走れる機種と、走れない機種があることに注意します。)

農地を相続したら!

相続により農地の権利を取得された場合は、農業委員会へ届出をお願いいたします。

なお、この届出は農業委員会に権利取得の内容を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させるものではありません。

また、所有権移転登記に代わるものではありませんので、相続登記の手続きは法務局で別途必要となります。（※ご自身で手続き可能です。）



農地転用について

- ・農地は、無断で転用できません。
- ・無断転用は、現状復帰を命じられます。
また、懲役や罰金が科される場合があります。

農地に住宅を建てたい

農地を駐車場にしたい

こんな時は事前に農業委員会へ相談

連絡先：農業委員会事務局
☎ (0859) 23-5276

Q 農地転用とは

農地を住宅、店舗、駐車場など別の用途にすることです。農地転用には許可または、届出が必要です。市街化区域内の農地は、許可ではなく届出となります。

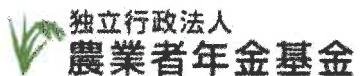
Q 一時的な農地転用とは

農地を一時的に資材置場、仮設事務所等として利用する場合などをいい、許可が必要です。

Q 対象となる農地は

全ての農地が対象です。地目が農地でなくても現況が肥培管理をなされていれば農地とみなされます。（※宅地内の家庭菜園は除く。）

農業者年金に加入しませんか



- ◆60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上の農業に従事する方
- ◇積立方式（確定拠出型）の年金で少子高齢化時代でも安心の制度です
- ◆保険料は月額2万円から自分で選べ、いつでも見直しできます
- ◇80歳までの保証がついた終身年金です。（死亡一時金を遺族に給付します）
- ◆保険料は全額社会保険料控除となり、税制面で大きな優遇措置があります
- ◇認定農業者等の要件を備えた方には、保険料の国庫補助があります

農業者年金受給者の皆さんへ

農地の異動話があれば、農業委員会またはJAで確認を

後継者に経営移譲（または経営承継）された受給者で、その後継者に貸してある農地の一部がさまざまな理由で移動したり転用されたりする場合、農業委員会またはJAに事前に相談してください。

移動または転用等の理由や内容によっては年金額が減額（経営移譲年金が支給停止となり、そのかわりに特例農業者老齢年金が支給される等）される場合がありますのでご注意ください。

農作業標準料金表の改定について

鳥取県の最低賃金改正に伴い、令和3年10月6日から農作業標準料金表の農作業賃金（一般労務・ねぎ調理）を1時間当たり821円に改定します。賃金を決定する際はご注意ください。



全国農業者新聞のご案内

- *発行日 毎週金曜日
- *購読料 1ヶ月 700円（税込）
- *発行所 全国農業会議所
- *申込先 農業委員会事務局まで

編集後記

「よなご農業委員会報」では農家の皆さんのが親しんで見ていただける広報誌になるよう、ご意見、ご要望など募集しております。身近で農業を一生懸命頑張っておられる方など、農業委員会までお寄せください。

【編集委員】委員長 角 力

委 員 大塚 清徳、大繩 敏次、尾坂 宣雄、高橋 敦美、西村 茂春、船越 真

年二回発行・市内農家世帯配布